

建設工事等における積算内容確認の実施（試行）要領

1 目的

この要領は、下関市総務部において発注する工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、設計図書の内容確認の実施のために必要な事項を定める。

2 対象

- (1) 積算内容の確認を行うことができる者
当該入札において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）
- (2) 積算内容の確認を行うことができる建設工事等
有効な入札（3, (1), に該当するもの）があった建設工事等
- (3) 積算内容の確認手続きを行うことができる内容
当該建設工事等の設計図書の積算内容

3 積算内容確認の流れ

(1) 手続きの開始

入札執行機関の長は、開札後、2, (2) に該当する場合は、落札決定を保留し、遅滞なく下関市ホームページ又は総務部契約課窓口等において以下の項目を公表する。

積算内訳書

土木工事関係では積算体系上の「種別（レベル3）」（建築営繕系工事関係では「科目及び中科目」）の数量、金額等が明示されたもの。

当該入札の予定価格及び入札書比較価格

最低入札額

予定価格を下回る有効な入札額のうち最も低いもの。

ただし、低入札価格調査対象案件で失格基準額を設定している場合、又は最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。

(2) 確認依頼書の提出

入札者は積算内容の確認を行う場合は、積算内容確認の実施のために落札決定が保留された日から起算して3日（下関市の休日を定める条例（平成17年2月13日条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に限り、書面の持参により積算内容の確認依頼を行うことができる。

ただし、入札執行機関の長が必要と認めた場合は、郵送により積算内容の確認依頼を行うことができるものとし、あらかじめその旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

なお、確認依頼を行う際は具体的な事項を明示し、必要に応じて根拠資料を

添付すること。

(3) 確認依頼書の受理

入札執行機関の長は、提出された確認依頼書が、前項及び2に該当するものであるかを確認の上でこれを受理するものとする。

(4) 積算内容の確認結果

入札執行機関の長は、確認依頼書が提出された場合は、確認依頼書の提出期間の末日から起算して3日(休日等を除く。)以内に、確認結果を下関市ホームページに掲載するものとする。

(5) 確認期間終了後の疑義の申立等

確認期間終了後において、設計図書の内容に係る疑義については、これを受け付けないものとする。

4 緊急を要する建設工事等の特例

入札執行機関の長は、工期、工事の内容(災害復旧における応急工事等)等特別な理由があるときは、事前に下関市建設工事等参加資格第一審査委員会に諮り、積算内容確認の実施期間を短縮することができる。

なお、実施期間を短縮する場合は、その旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

5 低入札価格調査における内訳書提出の特例

(1) 特例を適用するもの

工事の場合

再入札の結果、調査基準価格を下回る入札者(以下「調査対象」という。)がある場合

工事に関する設計、測量及び地質調査の場合

開札の結果、調査対象者がある場合

(2) 特例を適用する場合の手続き

入札執行機関の長は、当該入札が前項に該当する場合は、積算内容確認の実施前に、調査対象者から工事費内訳書、又は入札価格の内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるものとする。

前号により提出依頼を受けた調査対象者は、依頼を受けた日の翌日から起算して2日(休日等を除く。)以内に内訳書を提出するものとする。

前号の期限内に内訳書の提出がない場合は、当該調査対象者の入札は無効とする。

附 則

この要領は、平成28年1月4日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。